平成２６年（フ）第８１３号
東京都北区赤羽西６丁目28番14―101号　岡村ハイツ、開始決定時の住所札幌市中央区南３条西８丁目７番地　札幌南３条第２団地514号
破産者　谷内　克行
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１７７号
札幌市西区西野１条６丁目６番30号サンライフウエスト101号、開始決定時の住所札幌市西区西野３条６丁目７番28号
破産者　千葉　隆紀
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３号
宮城県黒川郡富谷町あけの平２丁目34番地４サンヒルズあけの平Ｂ棟102、開始決定時の住所地宮城県黒川郡富谷町成田７丁目13番地２
破産者　佐々木君明
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４０７号
埼玉県越谷市南町１丁目17番38号　モリサンビル308、開始決定時の住所埼玉県越谷市蒲生２丁目６番24号
破産者　但馬　敏美
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９９４号
横浜市保土ケ谷区仏向町1147番地７　ビューテラス橘209号、開始決定時の住所横浜市神奈川区羽沢南３丁目20番14号
破産者　久川　一富
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１２２号
横浜市戸塚区影取町239番地１　グランドール影取107号
破産者　佐野佐喜子
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９０号
横浜市瀬谷区本郷１丁目56番地３
破産者　鵜飼　正幸
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２号
滋賀県近江八幡市池田本町221番地、前住所滋賀県近江八幡市南本郷町３丁目43番地56
破産者　中村塗装店こと　中村　吉隆
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第５０４号
広島市西区上天満町８番14―505号、破産手続開始申立時の住所福岡市東区原田１丁目９番20―506号
破産者　片岡　　叔
1　破産債権の届出期間　平成27年９月15日まで
2　一般調査期日　平成27年９月29日午後２時30分
平成27年８月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２２号
福井市八ツ島１丁目102番地　サンステージⅠ105号室、旧住所福井県坂井市坂井町大味第107号１番地75
破産者　酒井みどり
1　破産債権の届出期間　平成27年９月24日まで
2　一般調査期日　平成27年10月20日午前10時30分
平成27年８月20日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５５号
三重県鈴鹿市岸岡町125番地の３
破産者　鈴木　正人
1　破産債権の届出期間　平成27年９月24日まで
2　一般調査期日　平成27年11月20日午前10時30分
平成27年８月21日　　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４８１３号
大阪府豊中市夕日丘２丁目17番17―601号
破産者　宇川　邦彦
1　破産債権の届出期間　平成27年９月25日まで
2　一般調査期日　平成27年10月26日午後２時
平成27年８月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６１４号
大阪府寝屋川市秦町38番21号
破産者　稲林　尚史
1　破産債権の届出期間　平成27年９月25日まで
2　一般調査期日　平成27年10月29日午後２時
平成27年８月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３号
兵庫県姫路市網干区興浜1145番地１、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区中島767番地１
破産者　松井　志保
1　破産債権の届出期間　平成27年９月25日まで
2　一般調査期日　平成27年10月23日午前10時10分
平成27年８月21日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３６１号
福岡市南区柳河内１丁目８番55号
破産者　河口　義則
1　破産債権の届出期間　平成27年９月25日まで
2　一般調査期日　平成27年10月27日午前10時
平成27年８月21日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４６６号
福岡市南区柏原４丁目34番63号、破産手続開始決定時の住所福岡市城南区別府団地６番701号
破産者　入江　展親
1　破産債権の届出期間　平成27年９月25日まで
2　一般調査期日　平成27年10月27日午前10時30分
平成27年８月21日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３０号
滋賀県東近江市宮川町691番地176、前住所滋賀県近江八幡市西生来町1462番地
破産者　川村　文雄
1　破産債権の届出期間　平成27年10月５日まで
2　一般調査期日　平成27年10月26日午後１時30分
平成27年８月24日　大津地方裁判所彦根支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第７２号
山口県岩国市関戸1040番地１
破産者　河村　信栄
異議申述期間　平成27年10月５日まで
平成27年８月24日　山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１２６号
山口県防府市大字台道965番地１
破産者　有限会社金子植物
異議申述期間　平成27年10月16日まで
平成27年８月21日
山口地方裁判所民事部破産係